

# 政府IT化の進捗状況

廣瀬 克哉 ● 法政大学法学部教授

## 「安全」対策のタテ割りを打破、総合調整進む 行政初の試み「成果に基づく評価」活動に期待

2005年は、「5年以内に世界最先端のIT国家となる」ことを目指して策定された「e-Japan戦略」（2001年1月IT戦略本部決定）の目標年にあたる。そのスタート時点からすでに4年以上の時間が経過したが、戦略自体も進捗状況を踏まえた見直しのうえで、第2期の「e-Japan戦略II」へと展開して現在に至っている。それにともなって、戦略的な重点項目は基盤整備から利活用へと転じ、医療、食、生活、行政サービスなど先導的7分野におけるIT活用の促進に向けて、政策的な取り組みが繰り広げられている。2005年2月にはラストスパートに向けて、「IT政策パッケージ-2005-世界最先端のIT国家の実現に向けて」が策定された。

### ■ 「安全」に対する国レベルの総合調整進む

ラストスパートの重点項目として前面に押し出されているのは、安全の追求である。情報セキュリティと個人情報保護が重点項目のひとつとして位置付けられていることに加えて、医療、生活、国際政策などの項目においても、具体的な取り組み項目の内容の多くについて、安全がキーワードとなっている。フィッシング詐欺の多発、自然災害に関連する情報システムの拡充の必要、食の安全確保のシステム、アジア地域の災害情報ネットワークや警戒システムの構築推進など、最近の社会的な懸案事項が多数並んでおり、その必要性や重要性はあらためて説明するまでもないといえるだろう。

個別的な取り組みに加え、ITと安全に関する体制強化が徐々に具体化されつつある。情報セキュリティに関する政策を担当する国の行政機関は、警察庁、防衛庁、総務省、経済産業省などに分散し、また金融庁、国土交通省など重要インフラを所管する官庁も、そのセキュリティに責任を負っている。技術的な能力を備えた専門機関としても、警察庁サイバーフォース、情報通信研究機構（NICT）、情報処理推進機構（IPA）、Telecom-ISAC Japan、JPCERTコーディネーションセンター等々がそれぞれの領域において活動している。

これらの諸組織がそれぞれの責任の範囲で情報セキュリティ対策をとってきているが、国全体としてのセキュリティ情報の共有や、基本政策の調整が十分になされてきたわけではなかった。しかし、ITの社会的な普及が進み、そのセキュリ

ティが社会生活全般に重大な影響を及ぼす状況に至っている現在、個別領域のタテ割り活動だけでは十分有効な対策を打てない危険性がある。まずは国レベルでそのような状態を打開していこうという動きが生じてきているのである。

IT戦略本部には「情報セキュリティ専門調査会」が設置されているが、そのもとに組織された「情報セキュリティ基本問題委員会」が、2004年12月に第1次提言、2005年4月に第2次提言を行っている。そこでは政府としての情報セキュリティ政策に関する基本戦略の策定と、政府横断的な情報セキュリティ対策に関する総合調整機能をもつ組織の整備、情報通信、金融、交通などの重要インフラに関するセキュリティ対策の強化などが提案されている。

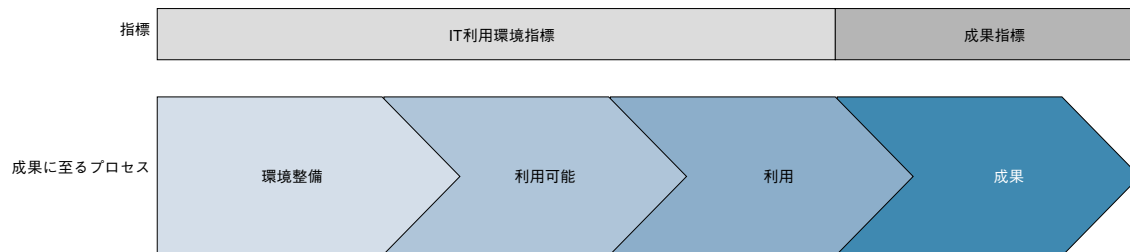
2005年4月25日には、第1次提言を受けて情報セキュリティに関するナショナルセンターとしての役割を担う内閣官房情報セキュリティセンターが発足（旧内閣官房情報セキュリティ対策推進室を改組）した。本格稼働は2006年度からとなる予定だが、まず2005年度には情報セキュリティ政策に関する第1次中長期計画の策定、政府統一的な安全基準の策定などに着手する予定となっている。

### ■ “文化摩擦” 超えて進む「評価」のフィードバック

2003年7月に決定されたe-Japan戦略IIの特徴の1つは、評価を定常的に行い、その結果を行動にフィードバックするというシステムを確立したことである。IT戦略本部に設置された「評価専門調査会」が、2003年12月以来、e-Japan関連の諸事業について順次評価を行い、2005年4月までの間に4次にわたる中間報告書を取りまとめている。

同調査会は、第1次中間報告で「施策を打ったが効果が得られなかったもの」の分析を急務として位置づけて以後、第2次以降の報告書でも「IT戦略に描かれている達成したい成果（アウトカム）目標と、主として重点計画に書かれている施策実施（アウトプット）目標との間の乖離」を重視して、施策と成果を結びつけるための評価活動を展開してきた。このような観点からの評価が、内閣レベルの戦略機関のもとで継続して実行されてきたことは、これまでの日本の行政には見られなかった新しい試みであり、それが成果につながるかどうかは、大いに注目に値する出来事なのである。

図1 「評価専門委員会」が示す、環境整備から成果に至る評価指標の考え方



ところで、評価専門委員会は、各事業を直接担当している組織ではないので、評価のための情報は実施を担当している行政機関に依存することになる。しかし、これまで行政機関が入手、蓄積、報告してきた情報のほとんどは施策実施情報だった。評価専門委員会が求める成果情報が思うようには得られないのが実情のようだ。同委員会の議事録には、成果情報を把握していない行政機関に対し、同委員会のメンバーが批判的コメントを寄せるなど、行政の施策実施の取り組みが成果指向になっていないことに対する苛立ちが現れている場面も見られる。しかし、そうした「文化摩擦」にさらされることを通してはじめて、行政担当者の意識が成果指向へ変わることが促されると見るべきだろう。成果主義に基づく評価の取り組みが、中長期的にもたらす変化に期待したい。

2005年4月にとりまとめられた第4次中間報告では、e-Japan戦略IとIIの重点領域全体にわたる成果指標案と、各分野の論点の俯瞰図が示されている。そこで示されているすべての指標を、戦略の目標時点である2005年末までに揃えることは難しいかも知れない。

### ■ 「使えない電子政府」と評価される理由

では、利活用を重点としたe-Japan戦略IIの時期に入ってから、ITの利活用は順調に進んできたのだろうか。たとえば行政手続きのオンライン化は、2003年度末に実行の目標期限を迎えており、国の手続きについてはおむね目標を達成したものとされている。それから1年余が過ぎているが、残念ながら順調に進展しているとはいえないようである。

たとえば、2005年4月に次世代電子商取引推進協議会(ECOM)が公表した『ビジネスとの連携の視点から見た電子政府のあり方』は、税の電子申告・納税、フランチャイズチェーンの店舗新設にともなう行政手続きなどを取り上げて分析したうえで、「使える電子政府に向けた提言」を行っている。つまり現状は「使えない電子政府」と評価されているのである。

使えない理由は、たとえば現在の電子行政手続きが現行業務の一部の電子化に留まっており、利用者の業務プロセスの改善につながっていないこと、電子手続きに対するインセンティブが不足していることなどが指摘されている。行政職員にとっても、現行業務プロセスに電子行政手続きが付加されて作業の増大を招いているだけで、利用者・行政双方にとって、業務プロセスの効率化につながっていないと指摘されている。

ECOMは民間の中立的立場から電子商取引推進のための活動をしている組織で、経済産業省など行政とも連携をとりながら、前身の旧組織以来10年近くの活動実績がある団体である。行政にも民間企業の実情にも通じたこのような団体から電子政府に対する厳しい指摘が行われていることは、重要である。電子化することそれ自体を目標とした施策から、電子化することを通して社会にどのようなメリットをもたらすのかを明確に想定した施策への脱皮が迫られている。

### ■ 「e-文書法」後の新たな展開に期待

これまで民間企業には紙の書類による保存や提出が法令上義務付けられていたものが多々あった。そのうえで電子手続きが可能になったとしても、社内での情報管理を電子化できないのであれば、行政手続きだけオンラインに移行するインセンティブは働かないのも当然だろう。その点では、2005年4月から施行になった「e-文書法」のもつ意味は大きい。これまで、企業などに対して紙の文書として保存することが法令上義務付けられていたものについて、電子的な記録に替えることができるようになった。社会における情報の管理、保存などのうち、これまで法令の定めによって全面的に電子化できなかったものが、今後はできるようになる。

社会のIT化がこれまでよりも広がるのが可能になったことを受けて、IT化のメリットを社会と政府の双方が享受できるような展開になっていくことを期待したい。



## [インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)